



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県児童福祉法施行条例（3）（子ども発達支援課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
	（4）（水・大気環境課）・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（5）（公園自然課）・・・・・・ 7
	鳥取県スポーツ審議会条例（6）（教育委員会スポーツ健康教育課）・・・・・・ 8

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県児童福祉法施行条例の新設について

1 条例の新設理由

児童福祉法の一部が改正され、市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分不服がある者は、知事に対して審査請求をすることができることとなったことに伴い、この審査請求を審理するため鳥取県障害児通所給付費等不服審査会を設置する等、法及び政令の施行に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会の設置

① 所掌事務	市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の審理
② 不服審査会による審理を行わない場合	ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求の内容が利用者の負担する金額に対する不服であるとき。 ウ その他専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合
③ 組織等	委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱うほか、不服審査会に関し必要な事項は、不服審査会が定める。

(2) 関係人等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

(4) 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例を廃止し、所要の経過措置を定める。

◇鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、地方公共団体が水道事業者である場合の水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定める。

2 条例の概要

(1) 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者

ウ ア又はイの者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、当該寸法について定める。

2 条例の概要

(1) 知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法は、視認のしやすさに配慮して規則で定める。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県スポーツ審議会条例の新設について

1 条例の新設理由

スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する施策の一層の充実が求められていることに鑑み、障がい者スポーツを含めたスポーツ全般に関する事項について審議するスポーツ審議会を設置する。

2 条例の概要

- (1) スポーツ基本法に基づき、鳥取県スポーツ審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (2) 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 教育委員会又は知事の諮問に応じ、鳥取県スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること。
 - イ アの事項に関して、教育委員会又は知事に建議すること。
- (3) 審議会は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員15人以内で組織する。
- (4) その他審議会の組織運営について必要な事項を定める。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 鳥取県教育審議会条例について、所要の改正を行う。

条 例

鳥取県児童福祉法施行条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、当該審査請求を却下するとき。

(2) 審査請求の内容が障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受ける者の負担する金額に対する不服であるとき。

(3) その他不服審査会において専門的な審理を要しない場合として規則で定める場合

(不服審査会の組織)

第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。

(過料)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

(2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止)

2 鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）は、廃止する。

(鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 社団法人日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第2条 次に掲げる区域を表示するため知事が設置する標識は、視認のしやすさに配慮して規則で定める寸法とする。

- (1) 指定猟法禁止区域
- (2) 鳥獣保護区
- (3) 特別保護地区
- (4) 特別保護指定区域
- (5) 休猟区
- (6) 特定猟具使用禁止区域
- (7) 特定猟具使用制限区域

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県スポーツ審議会条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県スポーツ審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、鳥取県スポーツ審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項の規定により定める鳥取県スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

2 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(設置)</p> <p>第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項について調査審議する。</p> <p>2 略</p> <p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習分科会</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5</u> 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	略		生涯学習分科会	1～4 略		<u>5</u> 略	<p>(設置)</p> <p>第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、<u>スポーツ</u>、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及び<u>スポーツの振興に関する重要事項</u>（<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。</u>）について調査審議する。</p> <p>2 略</p> <p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習分科会</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5</u> <u>体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>6</u> <u>スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及び建議すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>7</u> 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	略		生涯学習分科会	1～4 略		<u>5</u> <u>体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。</u>		<u>6</u> <u>スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及び建議すること。</u>		<u>7</u> 略
名称	所掌事務																				
略																					
生涯学習分科会	1～4 略																				
	<u>5</u> 略																				
名称	所掌事務																				
略																					
生涯学習分科会	1～4 略																				
	<u>5</u> <u>体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。</u>																				
	<u>6</u> <u>スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及び建議すること。</u>																				
	<u>7</u> 略																				

備考 改正部分は、下線の部分である。